

平成 29 年第 9 回美郷町議会定例会

議事日程 (第 3 号)

平成 29 年 12 月 14 日 (木曜日) 午前 10 時開議

議案審議 (質疑～討論～表決)

- 第 1 議案第 63 号 美郷町薬用植物栽培推進基金条例の制定について
- 第 2 議案第 64 号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 65 号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 66 号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 67 号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 68 号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 69 号 美郷町町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 70 号 美郷町営住宅条例の一部改正について
- 第 9 議案第 71 号 指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 72 号 指定管理者の指定について
- 第 11 議案第 73 号 指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 74 号 指定管理者の指定について
- 第 13 議案第 75 号 指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 76 号 平成 29 年度美郷町一般会計補正予算第 6 号
- 第 15 議案第 77 号 平成 29 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号
- 第 16 議案第 78 号 平成 29 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 17 議案第 79 号 平成 29 年度美郷町水道事業会計補正予算第 3 号

陳情等審議 (委員長報告～質疑～討論～表決)

- 第 18 陳情第 8 号 消費税を 10% に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情
- 第 19 陳情第 9 号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書
- 第 20 陳情第 11 号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情

第21 陳情第12号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情

追加議案

- 追加日程第 1 発議第6号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第7号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書の提出について
- 追加日程第 3 発議第8号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について
- 追加日程第 4 議員派遣について
- 追加日程第 5 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

2番	小原正彦君	3番	鈴木正洋君
4番	内田清文君	5番	泉美和子君
6番	森元淑雄君	7番	高山茂雄君
8番	細井邦男君	9番	熊谷良夫君
10番	伊藤福章君	11番	鈴木良勝君
12番	村田薫君	13番	藤原政春君
14番	深澤均君	15番	熊谷隆一君
16番	澁谷俊二君		

欠席議員（1名）

1番 深沢義一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	齊藤敦子君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	高橋穰君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	木村英彰君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	鈴木忠君	教育長	福田世喜君
教育次長兼 教育推進課長	西鳥羽裕君	教育総務課長	煙山光成君
生涯学習課長	高橋一久君	代表監査委員	深澤克太郎君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋圭子
主査	高橋洋子		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

1 番、深沢義一君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第63号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第63号 美郷町薬用植物栽培推進基金条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） きの中の一般質問で、これまでと違ってかなり事業の推進、具体的な説明がされております。町長に最初に伺います。この基金の申し出が龍角散からあったときに、龍角散との間でどういうことがお話しされたのでしょうか。それから、この基金を受けての今後の事業推進への決意について伺います。

○議長（澁谷俊二君） 町長。

○町長（松田知己君） 龍角散から基金の申し出がありました際に、議案の説明のときにいたしましたとおり、生薬の推進に役立ててほしいと、とりわけ龍角散の原料となるカンゾウ、キキョウ等について役立ててもらいたいという話でありました。

それから、この推進に当たっての決意については、一般質問で述べましたとおり、将来において美郷町の農作物の一品目として定着するような形になるように誠心誠意頑張りたいということでございます。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。15番、熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） 次に、農政課長に伺います。

これまで株式会社美郷の大地を中心に試験栽培、あるいは個々の農家の取り組みが進められておると説明を受けておりますけれども、地域別の取り組み農家数、それから作物によると思いますけれども、キキョウとカンゾウでは違いがあるかと思っておりますけれども、水田転作でも栽

培可能かということ。

それから、私どもはかつて議会の研修で東京都の薬用植物園を視察して研修した際に、カンゾウにはウラルカンゾウとスペインカンゾウがあるという説明を受けておりまして、いずれも私どもは現地へ行ったことはありませんけれども、土壌の適正が日本のような雨が多くて酸性土壌のところでもどうなのかなという感じがしますけれども、その辺、美郷の土壌についてはどういう感触を得ているのかということでもあります。ちなみに私はこの議案には賛成です。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（高橋 穰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初に、農家の地域別取り組み状況ですが、きのうの町長の答弁の中でもございましたが、今13人の農家の方から取り組んでいただいておりますが、地域別の差はございません。千畑地区、六郷地区、仙南地区と同じような件数で取り組んでいただいているところです。

あと、そのほかの内容ですが、これもきのうの答弁と重複することがありますが、現在面積で今、カンゾウが18アール、キキョウが54アール、エイジツで22アールとなっております。収穫についても、カンゾウが12キログラム、キキョウが25キログラム、エイジツが5キログラムとなっております。この後、今年度中に価格交渉をし、納品したいと考えているところでございます。

その次に、栽培に適した圃場やその他の条件で現在わかっている部分でございまして、カンゾウ、キキョウともに、まず水はけがよいということ、あと土質としては、粘土質が高くなく、ある程度深いところまで根が張れるような土壌が望ましいということだけはこれまでの栽培経験からわかってございます。実際に取り組む前、農家の取り組み、あるいは町の試験圃場を含めてですが、栽培前には圃場のpHを調べ、一般の作物の育ちやすい弱酸性を選択しております。または、それに近づけるための土壌改良等を行ってから栽培に取り組んでいるところです。あわせて、残留農薬の検査と重金属検査、放射能検査を行って、検出されない圃場を選んでおります。また、周りが水田に囲まれていて、農薬の飛散を受ける見込みが高い圃場は遠慮していただいているところであります。

今の状況であります。キキョウについては一定の本格栽培に向けてめどが立ち、農家による栽培拡大を進めていきたいと考えております。今は収穫後の作業効率や製品としての効率のよい直根、いわゆる真っすぐで太い根がいかに増やせるかという試行錯誤を行っているところであります。

また、エイジツについてですが、余り土壌条件に左右されない作物でありまして、現在作業効

率の高い美郷町に自生していたとげなしのエイジツを増殖しております。このとげなしエイジツにつきましては、成分分析でも良好な結果が得られていることから、来年度以降、農家の栽培を拡大していきたいと考えております。

次に、カンゾウですが、ウラル系統及び日本古来の大阪薬科大学所有のカンゾウを今栽培しております。このうち薬効成分が高く、成長の高い優良系統のストロンによる増殖を行っておりますが、まだまだカンゾウにつきましては栽培技術が確立されておらず、今後さまざまな圃場条件や栽培条件など、圃場の分散も考えて栽培していきたいと考えているところであります。

あと、5年後の構想の最終段階であります。キキョウ、エイジツにつきましては本格栽培がなされ一定の収量をメーカーに供給できることを目指しますし、カンゾウにおきましては農家栽培の拡大が図られるよう栽培技術の確立に努めたいと思っているところであります。このような目標達成のために基金を有効に活用して推進してまいりたいと思っているところであります。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 15番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。5番、泉 美和子君。

○5番（泉 美和子君） 寄附金の額が幾らで、基金として積み立てる額はそれと同額なのかというところをお伺いしたいと思います。

それで、この基金条例案の2条で、その寄附金を原資として一般会計歳入歳出予算で定める額とするとありますけれども、今回補正には出ていないように思うんですが、それはどうしてなのかということもあわせて伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（高橋 穰君） 申し出のございました寄附金額につきましては3,000万円であります。議案説明の中で株式会社龍角散から寄附の申し出があったことをご説明いたしましたが、その際寄附金の額についてご説明いたしませんでした。説明不足であったことに対し、おわび申し上げたいと思います。寄附金の基金に積み立てる額ですが、寄附金全額を積み立てる予定であります。今のところ一般財源から加えての積み立ては考えてございません。

龍角散から寄附のお話があったので、寄附金の額や用途、寄附していただける時期等について打ち合わせを行ったところ、寄附金が比較的高額であること、あるいは継続的、長期的に使っていただきたいという意向を受けまして、単年度予算とならないよう基金設置による活用を検討し、これについて株式会社龍角散からも同意を得られたために、寄附金申出書を11月21日付でいただいたところです。そのため、今回の基金条例を提案させていただいたものであります。

なお、実際に寄附いただける時期につきましては、口頭ではありますが、会社の決算期が近づく2月から3月ごろと伺っているところであります。

予算の計上の関係であります。今回の寄附につきましては、一般会計の歳入16款の寄附金への計上に加えまして、支出13款の支出金の基金費への計上をあわせて行うこととなりますが、基金が設置され入金確定後の予算計上を予定しているところであります。一般会計の歳入16款1項1目の一般寄附金の予算計上につきましては、当初予算で存知計上しておりまして、寄附金額確定後に適宜補正計上することとしております。今回のケースにつきましては、歳入予算への計上に加え、歳出13款の支出金、いわゆる基金へ繰り入れる予算の計上も同時に行うこととなりますので、その時点で薬用植物栽培推進基金という受け皿を必要とするため、基金条例を先に上程させていただいたものであります。以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 5番議員、よろしいですか。（「それからもう一つ」の声あり）5番、泉美和子君。

○5番（泉 美和子君） それから、第4条で基金の運用から生ずる収益は云々とありますけれども、基金額3,000万円の運用とすれば、1年では今の預金の率を見ると3万円ということで、少額だと思いますけれども、先ほどいろいろ事業の説明はありましたが、この運用益だけでやるのか、基金の取り崩し、これも行って事業に充てがっていくのかというところ、どういう、その中身、お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 農政課長。

○農政課長（高橋 穰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

条例案第4条で規定する基金の運用益、いわゆる基金の利息等ですが、予算に計上して、基金の目的達成のための使途として財源に直接充てることができるほか、基金に積み立てることもできる旨規定してございます。現時点では、全て基金に積み立てることを予定しております。

次に、基金の活用についてですが、条例案の第6条で規定しており、基金の一部取り崩しの予算計上を行った上で具体的な使途のために歳出予算を計上し、その財源に充てる予定であります。

なお、具体的な活用方法ですとか、取り崩す額につきましては、株式会社龍角散からの寄附の申出書にある申し出内容、いわゆる使途を尊重した形の支援策を平成30年度当初予算編成の中で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第63号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第63号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号 美郷町薬用植物栽培推進基金
条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第64号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第2、議案第64号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第64号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第64号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号 美郷町職員の育児休業等に関
する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第65号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第3、議案第65号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条
例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第65号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第65号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第66号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第4、議案第66号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第66号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第66号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第67号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第5、議案第67号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に

関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第67号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第67号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第68号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第6、議案第68号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第68号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第68号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第69号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、議案第69号 美郷町町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第69号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第69号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 美郷町町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第70号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、議案第70号 美郷町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第70号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第70号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 美郷町営住宅条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第71号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、議案第71号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第71号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第71号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

◎議案第72号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、議案第72号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第72号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第72号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

◎議案第73号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第73号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第73号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第73号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

◎議案第74号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、議案第74号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

○議長（澁谷俊二君） これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第74号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第74号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

◎議案第75号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、議案第75号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） ほかの指定管理者の場合にも当てはまることなんですけれども、募集方法といますか、公募でしたか、それともそれ以外の方法でしたかということと、ほかに応募がありましたかということと、そして、一応委員会を開いて決めたわけなんですけれども、その理由といますか、どうしてここを選んだのか、その3つをお願いします。

○議長（澁谷俊二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋一久君） ただいまのご質問にお答えいたします。

指定管理者の指定につきましては、宿泊交流館の指定管理者については公募によらない方式をとらせていただいております。その内容で指定管理者の美郷温泉振興株式会社から指定申請書を、指定管理を受けたい旨の申請をいただいて、美郷町指定管理者選定委員会において候補者として選定したということとなっております、その内容については何も問題なく選定委員会が開かれております。いずれ、美郷温泉振興株式会社につきましては、3年前からの指定でございます、宿泊のノウハウ、それから接客のノウハウ等にたけているということでありまして、ここに選定した経緯がございます。このようなことでよろしいでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第75号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第75号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

◎議案第76号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、議案第76号 平成29年度美郷町一般会計補正予算第6号を議題

といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番、村田 薫君。

○12番（村田 薫君） 65ページの10款4項の18節で、図書購入費のところでは伺いますけれども、説明の範囲内では一企業の要請により図書購入費を計上しているような印象を強く受けました。

この事業の内容について説明願います。また、この計上されている15万円という金額は、町の支出なのか、どこから出てきているお金なのかを伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋一久君） ただいまのご質問にお答えいたします。

読書活動推進パートナー支援事業につきましては、説明でお話ししたとおり、県の単独事業でございます。県の企業版ふるさと納税対象事業の一環としているようでございます。県が食育活動や地域貢献活動に貢献しております株式会社ヤマダフーズと調整を行い、ヤマダフーズと町立図書館が選書した食に関する本などを図書館に設置するものでございまして、ヤマダフーズは食に関する出張研修会などを開催する場合は団体貸し出しによる本の使用を可能とするものでございます。

15万円につきましては、おおむね100冊前後の購入を予定してございまして、その際、県の指定される選書が2万円前後でございます。それ以外の13万円につきましては、食育等に関する本を選書したいと考えているところでございまして、皆さんが活用できる本としたいと考えているところでございます。以上です。

大変失礼しました。15万円につきましては、歳入でご説明しておりますが、県の県費で県の補助金の中で支出されているものでございます。その金額、同額を歳出のほうで図書を購入するという、充てるものであります。失礼しました。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。9番、熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） 広域の話なんですけれども、いわゆるかわ舟の里が不採択になって、その分の負担金を今度消防署のほうにやるということでしたけれども、そこら辺の不採択になった経緯とか、消防のほうに回すという経緯なんかをもうちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

かわ舟の里が当初予定しておりました社会福祉施設等整備費補助金というのがまず不採択になったということではありますが、その不採択になったという理由、その詳しいところまでは存じ上げてお

りませんけれども、その補助金が不採択になったということも踏まえて、補助金がまず予定していたものですから、その建設の内容についていろいろ制約があったということを知っています。いずれ、補助金がいただけなくなったということで、それまでの構想といいますか、設計をまず一度リセットしまして、もっと安価な形でできないかというところを広域のほうで検討したようでございます。したがって、当初の補助対象事業として積算をしておりました工事費よりは若干工事費が下がったということでございます。

それを受けまして、補正予算の説明のときも申し上げましたけれども、町は仙北市さんと大仙市と広域に関する構成市町ですので、経費負担をするわけでございますが、かわ舟の里とあとは消防庁舎、工事の時期が重なるわけですので、純粹にその工事費の割合を負担しますと、町の場合大体5億円を超えるぐらいの単年度での負担になりますので、それは非常にほかの町の財政に与える影響が大きいということで、可能であれば平準化を図らせてもらいたいということで、町の負担分を2億2,000万円を上限ということで、仙北市と大仙市と協定を結んだところでございます。

したがって、今回このかわ舟の里が設計の内容を見直したということも含めまして、工期が1年ずれたような形になりますので、今年度分の事業費負担が減額となったわけです。その分、その2億2,000万円の範囲内で消防庁舎の分が上がったということで、その分差し引きをして負担をすることとなったということでございます。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 9番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。8番、細井邦男君。

○8番（細井邦男君） 52、53ページになります。2款1項11目の起業者総合支援事業補助金であります。美容院の開業ということで説明がありましたけれども、詳細について伺います。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問に対し答弁したいと思います。

まずは、美容院の開業ということでございますが、その美容院には軽喫茶と幼児コーナーを設けて、くつろげる空間づくりを目指すとあります。また、国内でも40店舗しか導入していない癖毛などの強制効果のあるヘアリセッターばさみを導入し、集客を図るということでございます。このような申請があり、開店後の経営状況、経営内容について記載されておりましたので、商工会さんのほうに審査を依頼したところ、経営内容についても非常に収入について慎重に見込んでおり、そして今後雇用のほうでも貢献されるというような計画書でございましたので、適格だとの審査意見をいただいているところでございます。

なお、施工業者につきましては町内事業者にお願いするというようなことでもございました。以

上でございます。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第76号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第76号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 平成29年度美郷町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり決しました。

◎議案第77号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、議案第77号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第77号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第77号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第78号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第16、議案第78号 平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第78号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第78号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎議案第79号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第17、議案第79号 平成29年度美郷町水道事業会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。8番、細井邦男君。

○8番（細井邦男君） 今回の補正では、説明の中で県の指導があったということでもあります。一方で、また国から会計基準の見直しという話がありましたが、これは私の情報でありますけれども、この経緯について詳細を伺います。

また、今回の補正では一般会計から5,700万円の繰り入れがありますが、事業の追加なのか、また今回の見直しによるものなのか伺います。

○議長（澁谷俊二君） 建設課長。

○建設課長（木村英彰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町の水道事業会計につきましては、平成29年度が初年度であります。その予算編成の際につきまして、他町の同規模程度の水道事業団体を参考にしまして、また秋田県にも指導を仰ぎまして編成をしたものでございます。その際もこの部分につきましての特段の指摘はございませんでし

た。今回、ことしの11月ごろに国から秋田県に対し指摘があったということで、全県的に調査をされた結果、美郷町に指導があったものでございます。したがいまして、事務の遺漏とは考えてございませんが、速やかに修正をさせていただきたく計上したものでございます。

なお、一般会計からの操出金につきましては、今回の指摘を受けてのものでありまして、誤りではないということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第79号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第79号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 平成29年度美郷町水道事業会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第18、陳情第8号 消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情を議題といたします。

この陳情の審査方を総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長、細井邦男君、登壇願います。

（総務常任委員長 細井邦男君 登壇）

○総務常任委員長（細井邦男君） 12月5日の本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第8号 消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択の陳情書の審査経過と結果をご報告申し上げます。

12月8日、委員6名の出席のもと当委員会を開催して、慎重に審査いたしました。

審査では、8%に上がったときも物価が高くなったという実感があり、さらに10%になると中小企業や小規模事業所も大変になり、ますます暮らしが大変になるので、ぜひ採択すべきという

意見がある一方、これまで国が決めてきた政策の継続性を考えれば、10%にするということを国が示している以上はそれに従うべきという意見や、税の使途も明確にされたことだから、これを中止するというとその分の税をどこに求めるということになるので、不採択でいいのではないかという意見がありました。

採決の結果、採択1人、不採択4人で、当委員会としては不採択とすべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（澁谷俊二君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。（発言者あり）5番、泉 美和子君。反対討論ですか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

○5番（泉 美和子君） 陳情第8号に賛成の立場から討論いたします。

消費税8%増税後、暮らしは厳しくなる一方です。政府はさらに10%に増税し、一部を教育・子育ての財源にと言っていますが、消費税は低所得者ほど負担の重い不公平な税金です。財源を消費税に頼れば格差をますます拡大することになります。

これまでも、消費税を社会保障の財源にするとしてきましたが、8%増税後も年金は削減され、医療や介護の負担増など、社会保障は改悪されています。その一方で、大企業や富裕層には減税が行われ、軍事費は5年連続増加となっています。社会保障や教育の拡充には消費税に頼るのではなく、こうした税や予算のあり方を見直すべきだと考えます。これ以上の増税は、農家経営はもとより、個人事業者の営業に大きく影響し、住民の暮らしをさらに悪化させ、景気をますます冷え込ませるものです。消費税10%の増税は中止するべきと考えますので、この陳情はぜひ採択をして意見書を国に提出すべきです。よって、委員長報告には反対いたします。

○議長（澁谷俊二君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで討論を終わります。

陳情第8号 消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情をこれより採決いたします。

この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は不採択でありますので、改

めて申し上げますが、はじめに陳情に対する採決を行います。その結果に基づいて委員長報告に対する採決を行います。

それでは、陳情第8号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 2名)

○議長(澁谷俊二君) 起立少数です。

次に、陳情第8号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 12名)

○議長(澁谷俊二君) 起立多数です。

よって、陳情第8号 消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情は、総務常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

◎陳情第9号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第19、陳情第9号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書を議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、藤原政春男君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 藤原政春君 登壇)

○教育民生常任委員長(藤原政春君) 12月5日の本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第9号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書についての審査経過と結果をご報告申し上げます。

12月11日、委員5名の出席のもと当委員会を開催して、慎重に審査いたしました。

審査では、陳情についての中身の説明を聞き、非常に大変だ、採択すべきという意見や、全く陳情書に書かれてあるとおりで介護従事者のなり手が無いという切実な状況にあるので、この仕事につきたいと思えるようにしないといけないという意見、状況は陳情書に書いてあるとおりで、陳情書の採択については賛成という意見がありました。

採決の結果、出席委員の全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

○議長(澁谷俊二君) ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

陳情第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第9号について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、陳情第9号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書は、教育民生常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎陳情第11号、陳情第12号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第20、陳情第11号及び日程第21、陳情第12号の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この陳情の審査方を産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、村田 薫君、登壇願います。

(産業建設常任委員長 村田 薫君 登壇)

○産業建設常任委員長(村田 薫君) 12月5日の本会議におきまして、当委員会に審査を付託されました陳情第11号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情及び陳情第12号の種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情の審査経過と結果をご報告申し上げます。

12月11日、委員4名の出席のもと当委員会を開催して、慎重に審査いたしました。

はじめに、陳情第11号の審査では、法律に基づいた恒久的な下支え制度が必要だと前々から要望している部分であり、現在の制度は政権により変わってしまうため、恒久的に安定した政策を求めるとこういう要望になると思うので採択と考えるという意見や、農業が基幹産業であり地域経済、食糧問題、国土の問題を考えると、ある程度国策として米価を保障していかなければと思うので採択という意見、町の基幹産業なので採択という意見がありました。

採決の結果、出席委員の全会一致で採択すべきと決しました。

次に、陳情第12号の種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情についてですが、審査では、民間の算入にはある程度縛りをかけてもらわなければ、農家は高い種子を買うことになる、また遺伝子組み換えの問題、少ない面積で多く収穫できるハイブリッド米ができる可能性もあるのである程度抑制していかなければならないと思うので採択という意見や、食糧は国策に左右されるもので、民間に委託するということは中国やアメリカに日本の大事な種子が持っていかれる可能性が懸念され

る、やはり県がしっかり管理できるような予算措置が必要なので採択と考えるという意見がある一方で、種子の値段が高くなることについては、価格は需要と供給によって決まると思うので、そんなに高くないと思う、また都道府県の取り組みについて取り組みが後退しても、その分民間がやると思うのでそんなに問題ではないので不採択という意見がありました。

採決の結果、採択2人、不採択1人で、当委員会としましては採択すべきものと決しました。

以上、ご報告いたします。

○議長（澁谷俊二君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。

質疑は陳情番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第11号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第11号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第11号について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、陳情第11号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情は、産業建設常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第12号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第12号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第12号について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、陳情第12号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情は、産業建設常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

暫時休憩します。

(午前10時56分)

(午前10時57分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時57分)

(午前10時58分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発議第6号の上程、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第1、発議第6号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

発議第6号についてこれより採決……、済みません。(「15番」の声あり)

○15番（熊谷隆一君） この案については異論ありませんけれども、記と書かれた2番のところ、「なサービスを受けられるよう」とありますけれども、ちょっとこの文言ではわかりませんので、そのことについて伺います。

○議長（澁谷俊二君） 暫時休憩します。

(午前11時00分)

(午前11時09分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど異議がありましたので、局長より説明させます。

○事務局長（小田長光仁君） ただいま議題となっております発議第6号につきまして、別紙の意見書につきまして内容に不備がありましたので、ここで内容確認について十分できなかったことをおわび申し上げ、別紙を差しかえさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（澁谷俊二君） 暫時休憩します。

(午前11時10分)

(午前11時11分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま質疑がありましたけれども、ほかに何か質疑ございましたら。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） ないようですので、発議第6号については異議なしと認めます。

済みません、質疑ということでしたので、討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

発議第6号についてこれより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第7号の上程、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第2、発議第7号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意

見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

発議第7号についてこれより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第7号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第8号の上程、表決

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第3、発議第8号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

発議第8号についてこれより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第8号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎議員派遣について

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり派遣することにし

たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第5、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、審査中の事件等について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、総務常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(澁谷俊二君) 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年第9回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時16分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成29年12月14日

美郷町議会議長 澁谷 俊 二

署 名 議 員 泉 美和子

署 名 議 員 森 元 淑 雄